□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

［２・３　略］
［注１・２　略］

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第17条第２項又は第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注２）

記

１　［同左］

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

［２・３　同左］
［注１・２　同左］